

桑名駅北自転車駐車場の概要

1 自転車等駐車場の現況

名 称	桑名駅北自転車駐車場				
所 在 地	桑名市大字東方字打上田139番地 4				
設 置 者	桑名市				
運 営	桑名市（令和6年度：蔦井株式会社へ委託）				
供用時間	午前0時から午後12時まで ※駐車場への入出場時間は、午前5時から翌午前1時まで ※補修その他の駐車場の管理上の理由により必要があると認めるときは駐車場の全部又は一部を休止する				
利用範囲	自転車及び原動機付自転車				
利用種別	【定期利用】 月単位で期間を定めた利用 【一時利用】 1日1回を単位とした利用				
収容台数	2,567台（内原動機付自転車：321台、自転車：2,246台）				
使 用 料	利用の種別		利用の期間等	基本額	
				自転車	原動機付自転車
	定期利用	学生	1月	1,850円	3,240円
			3月	4,440円	8,330円
		一般	1月	2,370円	3,320円
			3月	6,160円	8,540円
	一時利用		1日1回	138円	185円
	※上記基本額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。				
	※小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園及びこれらに類するものとして市長が認める施設に通学している者は無料。				
	※利用者が電子マネーで支払う時は、上表の基本額に100分の97を乗ずることとし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。				
※学生が自転車の定期利用の使用料を現金で納付するときは、上表の基本額に100分の97を乗ずることとし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。					
※使用料の使用料の免除の基準は次のとおりとする。					
(1) 利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている場合					
(2) 利用者が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳の交付を受けている場合					
(3) 利用者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けている場合					
(4) 利用者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25					

	年法律第123号) 第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
事業内容	自転車及び原動機付自転車の駐輪場
根拠法令等	施設運営等については、道路交通法(昭和35年法律第105号)、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)、学校教育法(昭和22年法律第26号) その他関係法令等を遵守

2 施設位置図



3 施設概要

(1) 土地(公有財産台帳より)

所在地番	登記地目	地積	所有者
桑名市大字東方字打上田139番地4	宅地	1,755.73m ²	桑名市

(2) 建物(公有財産台帳より)

建物名称	構造	延床面積	取得年月日
自転車駐車場	鉄骨造	2,899.25m ²	平成18年5月2日

(3) 主な設備

設備	部屋数	備考
バイク駐車場	1室	
ポンプ室	1室	
トイレ	1室	

多目的トイレ	1室	
管理室	2室	
倉庫	1室	
駐輪場	2室	
ベルトコンベア	1台	

(4) 耐震性
耐震性あり

4 利用状況（令和5年度）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	39,844件	44,646件	41,707件
金額	21,016,110円	21,143,370円	19,514,830円

5 職員体制（令和6年1月1日現在）

	職務の内容	人数
事務員	受付、場内の車両の管理	3人
警備員	事務員不在の時間における場内警備	1人